

○第 2 期桐生市教育大綱の策定について

1 教育大綱の策定の趣旨

教育大綱は、平成 27 年 4 月 1 日に改正された「地方教育行政組織及び運営に関する法律（以下、「地方教育行政法」という。）」第 1 条の 3 に規定するもので、地方公共団体の長が、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じて、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めるものと義務付けられています。

また、大綱の策定については、地方教育行政法第 1 条の 4 第 1 項に基づき設置した「総合教育会議」において、協議・調整を行います。

2 教育大綱の位置付け

教育大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

教育大綱の策定に当たりましては、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地域の実情に応じた総合的な施策の大綱を国の教育振興基本計画における方針を参酌して策定するものとなっています。

また、市の総合計画を参考にすることもできるとされています。

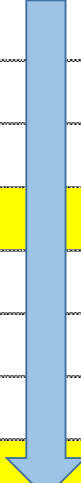
3 教育大綱の計画期間

桐生市では、平成 27 年度に「桐生市教育大綱」（計画期間：平成 27 年度～平成 29 年度）を策定しました。

また、平成 29 年度には、教育大綱策定に当たり参考に行っている「桐生市新生総合計画」の計画期間が 2 か年延長されたことに伴い、「桐生市教育大綱」の計画期間も 2 か年延長し、平成 31 年度までとしました。

さらに、第 2 期桐生市教育大綱の策定に当たっては、令和 2 年度を初年度とする「桐生市第六次総合計画」の策定を踏まえた上で、十分な期間を設けて、市長と教育委員会がしっかりと議論を重ね、新たな教育大綱の策定を進める必要があることから、「桐生市教育大綱」の計画期間を更に 1 か年延長しました。

第 2 期桐生市教育大綱の計画期間につきましては、「桐生市第六次総合計画」との整合性を考慮し、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年とします。

年度		総合計画	総合戦略	教育大綱	教育振興基本計画
平成27	2015		5か年	3か年	
平成28	2016				
平成29	2017				
平成30	2018		2か年延長	2か年延長	
令和元	2019				
令和2	2020		8か年	1か年延長	
令和3	2021		5か年	3か年	
令和4	2022				
令和5	2023				
令和6	2024				
令和7	2025				
令和8	2026				
令和9	2027				

4 教育大綱の策定スケジュール

- 5月 第1回総合教育会議（意見交換）《WEB会議》
- 6月 市長と教育関係者（市P連、幼P連・私立幼稚園）との意見交換会
《WEB会議》
- 7月 第2回総合教育会議（提案・協議）
- 8月 第3回総合教育会議（調整・合意）
- 9月 市議会教育民生委員会で議決すべき事件に関する審議
意見提出手続（パブリックコメント）
- 10月 第4回総合教育会議（調整・決定）
- 12月 令和2年第4回桐生市議会定例会に議案上程

5 教育大綱の内容

教育委員や関係者の意見を踏まえ検討